

令和5年5月8日以降の学校生活における感染対策について

1. 5月8日以降の新型コロナウイルス感染症の取り扱いについて

(1) 出席停止期間の基準変更

5類感染症へ移行後の療養期間の考え方を踏まえ、出席停止期間の基準は「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」となります。

*症状の軽快とは「解熱剤を使用せず解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること」により判断いたします。

(2) 臨時休業措置（学級閉鎖）の基準について

感染が広がっている可能性が高く、措置が必要と判断した場合、学びの保障の観点に留意しつつ、必要な範囲で原則5日間閉鎖することといたします。

2. その他留意事項について

(1) 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で療養とするが、症状が軽微である場合を除く。

(2) 生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めています。ただし、出席停止解除後、発症から10日間までは不織布マスクの着用をお願いします。

(3) 今後も基本的な感染対策が重要であり、引き続き「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行が求められていることから、学校においても引き続き取り組んでいきます。

(4) 濃厚接触については、家族内に陽性者がいる場合でも本人に症状（発熱・喉の痛み等）がない場合は、自宅待機する必要はありません。また、学校生活においても濃厚接触として認定することはありません。